

○厚生労働省告示第五十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年三月一日から適用する。

令和五年二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 I (略) II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～181 (略) 182 経カテーテル人工生体弁セット (1) <u>バルーン拡張型人工生体弁セット</u> ① 期限付改良加算なし 4,510,000円 ② 期限付改良加算あり 4,720,000円 (2) (略) 183～221 (略) 222 <u>体外フォトフェレーシスキット</u> 189,000円 III～IX (略)	別表 I (略) II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～181 (略) 182 経カテーテル人工生体弁セット (1) <u>バルーン拡張型人工生体弁セット</u> 4,510,000円 (2) (略) 183～221 (略) (新設) III～IX (略)